

## 病院薬剤師奨学金償還支援事業費補助金実施要綱

令和8年4月7日制定 健第137号

### (目的)

第1 この事業は、県内の病院の開設者等が行う、薬剤師への奨学金償還支援事業を行う事業に対し、県が必要な経費を補助することにより、薬剤師の県内の病院への就職及び定着に資することを目的とする。

### (事業主体)

第2 この事業の実施主体は、岩手県内に所在する病院の開設者（県立病院にあつては事業管理者。以下「補助事業者」という。）とする。

### (事業内容)

第3 この補助の対象となる事業は、補助事業者が行う、正規雇用した薬剤師に対して奨学金償還を支援する事業とする。

### (県の補助)

第4 県は、別に定めるところにより、事業の実施に必要な経費を予算の範囲内で補助するものとする。

### (補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。